

# 報 告 事 項

令 和 3 年 9 月 定 例 会



## 令和3年9月岡崎市議会定例会報告事項目録

報告番号	件名	ページ
18	令和2年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について	1
19	令和2年度岡崎市病院事業会計継続費精算報告書について	5
20	令和2年度岡崎市水道事業会計継続費精算報告書について	9
21	令和2年度岡崎市土地開発基金の運用状況について	13
22	株式会社岡崎さくら電力の経営状況について	19
23	岡崎市個人情報保護条例及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	25
24	損害賠償の額を定める専決処分について	29
25	損害賠償の額を定める専決処分について	33
26	岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について	37
27	岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について	41
28	岡崎市生活環境保全条例の一部を改正する条例の専決処分について	45
29	損害賠償の額を定める専決処分について	49
30	損害賠償の額を定める専決処分について	53
31	損害賠償の額を定める専決処分について	57



令和3年報告第18号

令和2年度岡崎市一般会計継続費精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により、令和2年度岡崎市一般会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和2年度岡崎市一般会計

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	2 総 務 諸 費	せ き れ い ホ ー ル 改 修 事 業	令和 元 年度	円 14,300,000	円	円 6,000,000	円	円 8,300,000
			令和 2 年度	779,201,000		338,000,000	370,000,000	71,201,000
			計	793,501,000		344,000,000	370,000,000	79,501,000
10教育費	4 学 校 教 育 費	総 合 学 習 セ ン タ ー ホ ー ル 建 設 事 業	令和 元 年度	85,115,000				85,115,000
			令和 2 年度	334,526,000		204,000,000		130,526,000
			計	419,641,000		204,000,000		215,641,000

継続費精算報告書

実 績					比 較				
支出 済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支出済額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他			国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
14,300,000		6,000,000		8,300,000	0		0		0
779,200,400		338,000,000	370,000,000	71,200,400	600		0	0	600
793,500,400		344,000,000	370,000,000	79,500,400	600		0	0	600
81,862,000				81,862,000	3,253,000				3,253,000
333,739,450		204,000,000		129,739,450	786,550		0		786,550
415,601,450		204,000,000		211,601,450	4,039,550		0		4,039,550





令和3年報告第19号

令和2年度岡崎市病院事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和2年度岡崎市病院事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和2年度岡崎市病院事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 支出金	企業債	他会計 負担金	損益勘定 留保資金
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	中 央 監 視 室 ・ 防 災 セ ン タ ー 改 修 業	令和 元 年度	円 67,100,000	円	円 54,000,000	円 6,550,000	円 6,550,000
			令和 2 年度	306,107,000		297,000,000	4,554,000	4,553,000
			計	373,207,000		351,000,000	11,104,000	11,103,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 県 支 出 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金		国 県 支 出 金	企 業 債	他 会 計 負 担 金	損 益 勘 定 留 保 資 金
円 67,100,000	円	円 54,000,000	円 6,550,000	円 6,550,000	円 0	円	円 0	円 0	円 0
306,106,900		297,000,000	4,553,450	4,553,450	100		0	550	△450
373,206,900		351,000,000	11,103,450	11,103,450	100		0	550	△450



令和3年報告第20号

令和2年度岡崎市水道事業会計継続費精算報告書について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第2項の規定により、令和2年度岡崎市水道事業会計継続費精算報告書を別紙のとおり報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和2年度岡崎市水道事業

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					国 県 支出金	企業債	出資金	その他
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	仁 木 浄水場 電 気 設 備 更 新 事 業	令和 元 年度	円 62,727,000	円	円	円	円 62,727,000
			令和 2 年度	95,674,000				95,674,000
			計	158,401,000				158,401,000

会計継続費精算報告書

実 績					比 較				
支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年割額と 支払義務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
	国 県 支 出 金	企 業 債	出 資 金	そ の 他		国 県 支 出 金	企 業 債	出 資 金	そ の 他
円 62,726,400	円	円	円	円 62,726,400	円 600	円	円	円	円 600
95,673,600				95,673,600	400				400
158,400,000				158,400,000	1,000				1,000





令和3年報告第21号

令和2年度岡崎市土地開発基金の運用状況について

令和2年度において岡崎市土地開発基金を別紙のとおり運用した。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第5項の規定により監査委員の意見を付けて提出する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

令和2年度土地開発基金運用状況調書

現金	前年度末現在高		0円	
	受	利子収入高	預金	0円
			貸付金	0円
	入高	貸付金償還高		0円
		基金繰入高		0円
		小計		0円
	支払高	貸付金貸付高		0円
		一般会計繰出高		0円
		小計		0円
	計			0円
債権	前年度末現在高		500,000,000円	
	貸付金貸付高		0円	
	貸付金償還高		0円	
	計		500,000,000円	
年度末現在高			500,000,000円	

付表 貸付金の状況

貸付先	岡崎市土地開発公社	貸付利率	無利息		
貸付の状況		前年度末 未償還金	償還等の状況		年度末 未償還金
貸付年月日	貸付金額		償還金	貸付金利息	
平成22年4月1日	500,000,000円	500,000,000円	0円	0円	500,000,000円

3 監第142号  
令和3年8月5日

岡崎市長 中 根 康 浩 様

岡崎市監査委員	岡 島 讓
同	長谷川 龍 伸
同	築 瀬 太
同	井 村 伸 幸

基金運用状況の審査意見の提出について

地方自治法第241条第5項の規定により、審査に付された令和2年度岡崎市土地開発基金の運用状況を岡崎市監査基準の規定に基づき審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

## 令和2年度 岡崎市基金運用状況審査意見

### 第1 審査の種類

地方自治法第241条第5項の規定に基づき審査に付された岡崎市監査基準第4条第1項第7号の規定による審査

### 第2 審査の対象

令和2年度 岡崎市土地開発基金

### 第3 審査の期間

令和3年6月9日から同年8月5日まで

### 第4 審査の着眼点

基金の運用の状況を示す書類（以下「運用状況報告書」という。）の計数が正確であるか等を審査した。

### 第5 審査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、市長から送付された運用状況報告書を、関係諸帳簿、証拠書類と照合を行い、併せて関係職員の説明を聴取して審査を実施した。

### 第6 審査の結果

運用状況報告書の計数は正確で、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められた。

基金の状況は、次に述べるとおりである。

## 岡崎市土地開発基金

基金定額 500,000,000 円をもって運用されており、その状況は次表のとおりである。

### 1 基金の運用状況

(単位：円)

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度中の増減		令和2年度末 現在高
		増 加 高	減 少 高	
基 金 定 額	500,000,000	0	0	500,000,000
運 用 状 況	現 金	0	0	0
	貸 付 金	500,000,000	0	500,000,000
	計	500,000,000	0	500,000,000

注 岡崎市土地開発公社に対する貸付金として運用されており、無利息であるので運用益は発生していない。

### 2 岡崎市土地開発公社貸付金管理状況

(単位：円)

令和元年度末 未償還元金	令和2年度中の貸付及び償還金		令和2年度末 未償還元金
	貸 付 金	償 還 金	
500,000,000	0	0	500,000,000



令和3年報告第22号

株式会社岡崎さくら電力の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社岡崎さくら電力の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩

事 業 の 概 要  
(令和2年5月1日から令和3年4月30日まで)

1 主な事業内容

- (1) 発電事業及び電気、熱エネルギーその他のエネルギーの売買に関する事業
- (2) 電気の売買の仲介事業
- (3) 電気、熱等の検針及びそれに伴う請求書発行等の事業
- (4) 前各号の事業に関わるエンジニアリング及びコンサルティング

2 事業所の所在地

岡崎市久後崎町字本郷 53 番地

3 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 10,000株
- (2) 発行済株式総数 1,000株
- (3) 株主数 5名
- (4) 株式数内訳

株 主 名	所有株式数	持株比率
岡 崎 市	510株	51%
N T Tアノードエナジー株式会社	150株	15%
中 部 電 力 ミ ラ イ ズ 株 式 会 社	150株	15%
東 邦 ガ ス 株 式 会 社	150株	15%
岡 崎 信 用 金 庫	40株	4%



## 貸借対照表

(令和3年4月30日現在)

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	<u>241,088,632</u>	流動負債	<u>267,859,457</u>
現金及び預金	95,232,748	買掛金	176,720,421
売掛金	145,346,489	短期借入金	80,000,000
前払費用	509,278	未払費用	2,359,976
未収還付法人税等	117	未払法人税等	800,500
		未払消費税等	7,917,300
固定資産	<u>11,242,914</u>	預り金	61,260
投資その他の資産	11,242,914	負債合計	<u>267,859,457</u>
出資金	10,000		
繰延税金資産	10,232,914		
預託金	1,000,000		
		純資産の部	
		株主資本	<u>△15,527,911</u>
		資本金	10,000,000
		利益剰余金	△25,527,911
		その他利益剰余金	△25,527,911
		繰越利益剰余金	△25,527,911
		純資産合計	<u>△15,527,911</u>
資産合計	252,331,546	負債純資産合計	252,331,546

損 益 計 算 書

自 令和2年5月1日

至 令和3年4月30日

(単位：円)

科 目	金 額	
売上高		<u>839,443,782</u>
売上原価		<u>849,999,412</u>
売上総損失		<u>△10,555,630</u>
販売費及び一般管理費		<u>24,908,819</u>
営業損失		<u>△35,464,449</u>
営業外収益		
受取利息	766	<u>766</u>
営業外費用		
支払利息	89,483	
雑損失	21,479	<u>110,962</u>
経常損失		<u>△35,574,645</u>
税引前当期純損失		<u>△35,574,645</u>
法人税、住民税及び事業税		<u>121,000</u>
法人税等調整額		<u>△10,214,351</u>
当期純損失		<u>△25,481,294</u>

令和3年度事業計画書

事業名	事業内容
電力小売事業	市内公共施設への電力供給

令和3年度収支予算書

(単位：千円)

収入		支出	
電力小売事業収入	<u>1,010,618</u>	売上原価	<u>841,668</u>
売電（公共施設）	987,894	託送料	226,770
売電（発電事業）	22,724	常時バックアップ調達	167,560
		相対電源調達	415,333
		需給調整委託費	32,004
		人件費	<u>1,000</u>
		給料手当支出	1,000
		営業費	<u>31,048</u>
		業務委託費	25,984
		広告宣伝費	322
		会議交際費	120
		通信運搬費	50
		消耗品費	300
		雑費	1,600
		支払手数料	60
		その他	2,612
		支払利息	<u>533</u>
		寄付金	<u>46,547</u>
		法人税・住民税	<u>11,814</u>
合計	1,010,618	合計	932,612

令和3年報告第23号

岡崎市個人情報保護条例及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年8月3日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市個人情報保護条例及び岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

（岡崎市個人情報保護条例の一部改正）

第1条 岡崎市個人情報保護条例（平成11年岡崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第35条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

（岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正）

第2条 岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年岡崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。





令和3年報告第24号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年7月29日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

134,013円

### 2 事故の概要

令和3年6月10日午後2時頃、岡崎市十王町二丁目9番地の岡崎市役所西駐車場において、職員が不用物の積載作業中、キャスター付きの什器が勾配により動き、駐車中の相手方自動車の左前部に接触し、当該自動車の前部バンパーを損傷する損害を与えた。



令和3年報告第25号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年8月3日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

80,850円

### 2 事故の概要

令和3年2月18日午前11時40分頃、岡崎市大平町字中道地内の駐車場において、要介護認定訪問調査を終えて帰庁する公用自動車が発進した際、当該自動車の前部が隣地の相手方所有フェンスに接触し、当該フェンスを損傷する損害を与えた。





令和3年報告第26号

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年7月14日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市介護保険条例の一部を改正する条例

岡崎市介護保険条例（平成12年岡崎市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「第22条の2の2第7項」を「第22条の2の2第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。



令和3年報告第27号

岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決  
処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決  
処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年7月20日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 岡崎市保健所の設置等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市保健所の設置等に関する条例（平成14年岡崎市条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表セの表(4)項中「第12条第2項」を「第12条第4項」に改め、同表(6)項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同表(8)項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表(12)項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表(17)項中「第45条第1項」を「第2条の3第1項」に、「、医薬品の販売業又は」を「の許可証の書換え交付又は政令第45条第1項の規定に基づく医薬品の販売業若しくは」に改め、「(次項において「薬局開設等」という。)」を削り、同表(18)項中「第46条第1項」を「第2条の4第1項」に、「薬局開設等」を「薬局開設の許可証の再交付又は政令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業若しくは高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年8月1日から施行する。





令和3年報告第28号

岡崎市生活環境保全条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された条例を改正することについて、次のとおり専決処分する。

令和3年6月30日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

岡崎市生活環境保全条例の一部を改正する条例

岡崎市生活環境保全条例（平成18年岡崎市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「温室効果ガスの排出の抑制等」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



令和3年報告第29号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年6月28日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

151,852円

### 2 事故の概要

令和3年3月26日午前10時20分頃、岡崎市上六名町字木ノ座8番2地先の市道上六名木ノ座2号線上において、ごみステーションの収集作業を終えたごみ収集車が車両の向きを変えようと後進した際、直進してきた相手方自動車の左後部に接触し、当該自動車の後部バンパー及び左クォータパネルを損傷する損害を与えた。





令和3年報告第30号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年7月7日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

157,531円

### 2 事故の概要

令和3年5月31日午後2時30分頃、岡崎市六供町字3丁目45番地2の駐車場において、ごみ収集車がごみステーションに近づいた際、後方から接近する自動車を先に行かせるために駐車場に入り、道路に戻るために発進した際に、後方左隅のバーが駐車中の相手方自動車の右前部に接触し、当該自動車の前部右バンパー及び右フェンダーを損傷する損害を与えた。



令和3年報告第31号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分した。

同条第2項の規定により報告する。

令和3年8月31日提出

岡崎市長 中 根 康 浩



## 専 決 処 分 書

議会の権限に属する事項中、市長の専決処分事項（昭和32年3月26日議決）により指定された和解による法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めることについて、次のとおり専決処分する。

令和3年6月21日専決

岡崎市長 中 根 康 浩

### 1 損害賠償額

294,327円

### 2 事故の概要

令和3年5月10日午後5時頃、岡崎市明大寺町字野畔6番地先の市道明大寺向山1号線において、北進中の相手方自動車により、柵の蓋が跳ね上がり、左フロントドア及びサイドステップを損傷する損害を与えた。





